

様式第3号の2 (第16条第1項関係)

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	24101014450000004
法人番号	010001146923

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間	
労働者派遣業		エムシーパートナーズ株式会社福岡オフィス		(〒806-0036) 福岡県北九州市八幡西区西曲里町2-1 (電話番号: 093-644-2700)		2026年4月1日から1年間	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数	
		1日	1ヶ月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	起算日 (年月日) 2025年4月1日	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数
		8時間	45時間	360時間	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	
	決算事務、精算事務、生産管理等、不時の執務作業に備えるため	事務関係業務	24	8時間	45時間	360時間	
機械設備等の緊急の修繕、定修時等の業務、コンピュータ処理業務等の不時の作業に備えるため	現業関係業務	59	8時間	45時間	360時間		
予測できなかった実験状況の変化に伴う実験時間の延長、及び他部門との連携上早期にとりまとめが必要なデータ整理、文献調査等の業務のため	研究関係業務	40	8時間	45時間	360時間		
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者							
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
決算事務、精算事務、生産管理等、不時の執務作業に備えるため		事務関係業務	24	土・日・祝日・国民の休日・他会社が指定した日	1か月3日	原則 8:30-17:15	
機械設備等の緊急の修繕、定修時等の業務、コンピュータ処理業務等の不時の作業に備えるため		現業関係業務	59	土・日・祝日・国民の休日・他会社が指定した日	1か月3日	原則 8:30-17:15	
予測できなかった実験状況の変化に伴う実験時間の延長、及び他部門との連携上早期にとりまとめが必要なデータ整理、文献調査等業務のため		研究関係業務	40	土・日・祝日・国民の休日・他会社が指定した日	1か月3日	原則 8:30-17:15	



上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

第2号の2（第16条第1項関係）

臨時に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。)	
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超過 して労働させるこ とができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超過する時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超過 した労働に係 る割増賃金率	起算日 (年月日)	2026年4月1日から1年間
予算・決算関連業務、原材料及び製品バランスへ影響のある突発トラブルへの対応、業務期限の迫った重要な社外対応（顧客、行政機関等）その他臨時に対応が必要となる業務	事務関係業務	24	15時間		6回	99時間55分	25%*	720時間	25%*
機械装置の突発的故障修理への対応業務、原材料及び製品バランスへ影響のある突発トラブルへの対応業、事故・災害への対応、プロジェクト業務におけるピーク時対応、その他臨時に対応が必要となる業務	現業関係業務	59	15時間		6回	99時間55分	25%*	720時間	25%*
期限の迫った重要な社外対応（顧客、行政機関等）その他臨時に対応が必要となる業務	研究関係業務	40	15時間		6回	99時間55分	25%*	720時間	25%*
限度時間を超過して労働させる場合における手続 労働者代表に対する事前申し入れ（協議） (該当する番号) ① ⑤ ⑥ (具体的内容) ①対象労働者への医師（産業医）による面接指導の実施 ⑤対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じ健康診断を実施 ⑥産業医等による助言・指導を受け又は労働者に産業医等による保健指導の実施									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)									

協定の成立年月日 2026年2月9日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 福岡オフィス（派遣スクリ）
氏名 桶田 佳子 印

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

2026年2月9日

北九州西 労働基準監督署長殿

使用者 職名 福岡オフィスチーフ
氏名 森本 美由紀 印

